

平成 24 年 11 月 19 日

各 位

上場会社名 株式会社メルコホールディングス
代表者 代表取締役社長 牧 誠
(コード番号 6676)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 松尾 民男
(TEL 052-251-6891)

子会社に対する訴訟判決について

当社の連結子会社である株式会社バッファロー(以下、バッファロー)及び株式会社バッファローコクヨサプライ(平成 24 年4月 1日付でバッファローに吸収合併)の両社を被告として、エレコム株式会社(以下、エレコム)より平成 23 年6月 27 日付で提起されていた特許権侵害差止等請求訴訟について大阪地方裁判所より判決が言い渡されましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所:大阪地方裁判所

判決日:平成 24 年 11 月 15 日

2. 訴訟の経緯

当該訴訟はバッファローが販売する USB 製品が特許第 4472550 号(発明の名称:ユニバーサルシリアルバス応用装置。以下、本件特許権)に係るエレコムの保有する専用実施権を侵害するとして、当該製品の販売等差止と損害賠償を求める旨の訴えがなされたものであります。

バッファローは当該訴訟において、多数の先行技術の存在を根拠に本件特許権は無効であると主張しエレコムの請求の棄却を求めてまいりました。

なお、バッファローは当該訴訟への対応と並行して平成 23 年 11 月 9 日付で特許庁に対して本件特許権の無効審判請求を行い、特許庁は平成 24 年 10 月 2 日付でバッファローの主張を認め本件特許権を無効とする審決を下しています。

3. 判決の内容

- (1)原告の請求をいずれも棄却する。
- (2)訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

上記のとおり、バッファローの主張を認める判決が下されました。エレコムより本判決に対する控訴が提起された場合には、引き続きバッファローの主張が認められるよう対応していく所存です。

また、当期以降の業績に与える影響はございません。

以 上